

法務省における

S I B を活用した再犯防止の取組と

E B P M の実践状況について

— ご説明させていただく内容

1 再犯防止分野におけるS I Bの活用

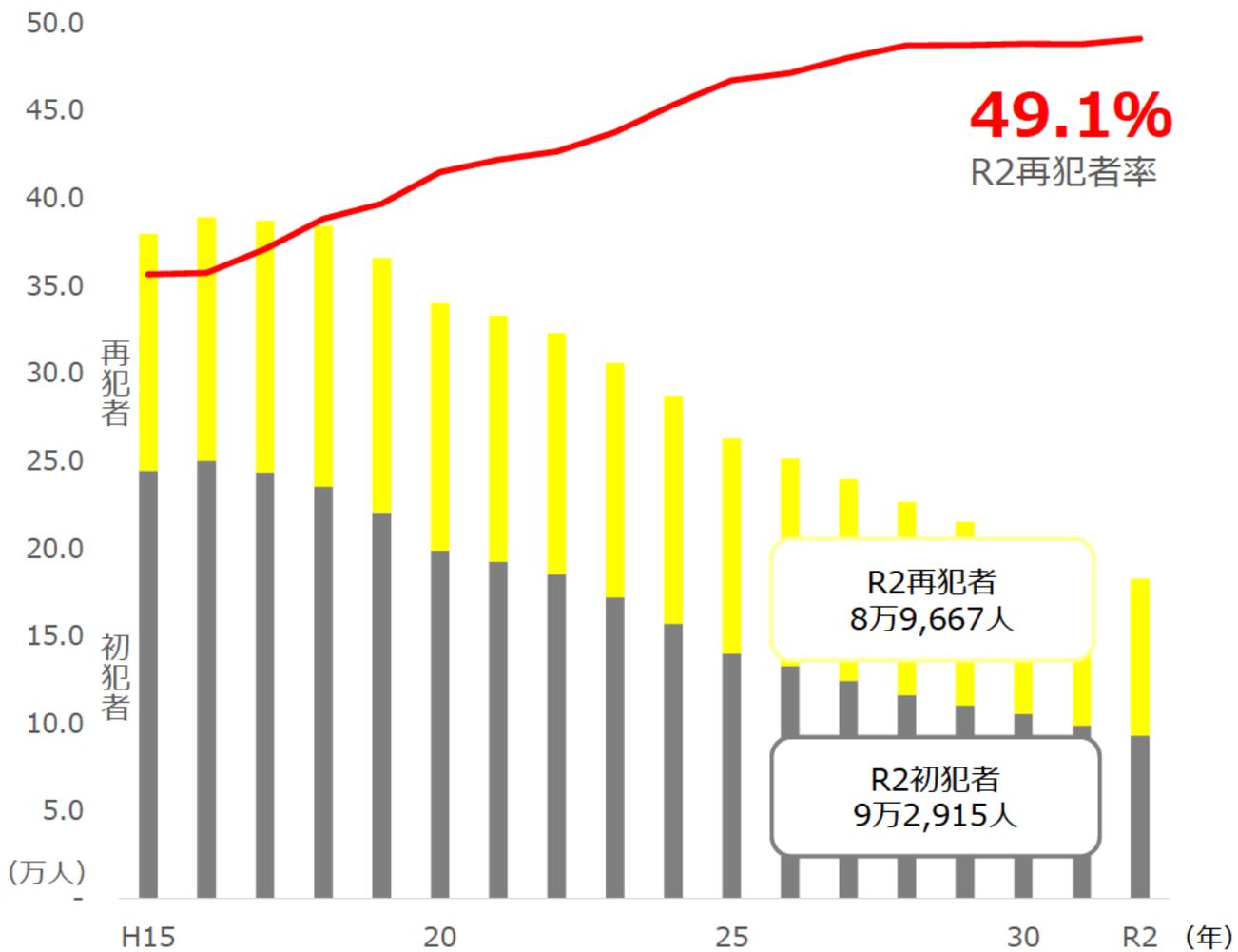
- ・ 導入の背景と事業概要、その所感

2 政策評価・EBPMの一体的実施に向けた取組

について御説明

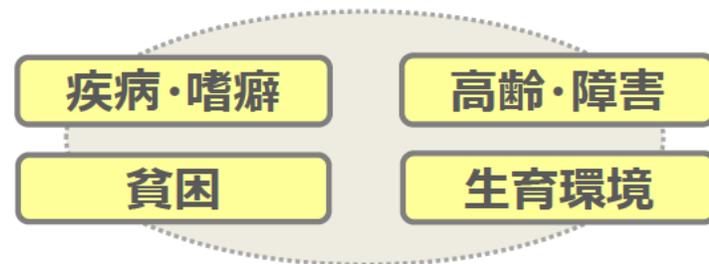
一 再犯の現状

刑法犯検挙人員の約半数が再犯者

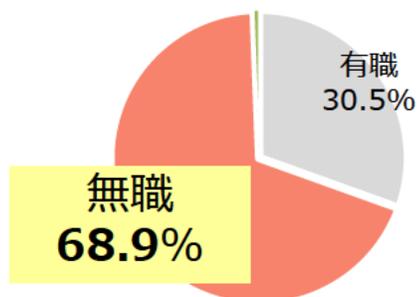


(警察庁発表犯罪統計書「令和2年の犯罪」)

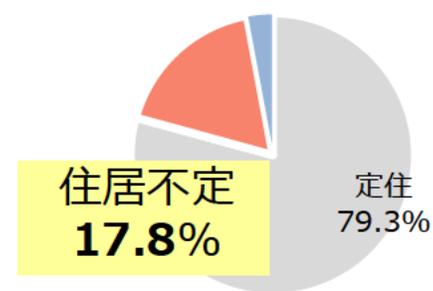
様々な生きづらさ



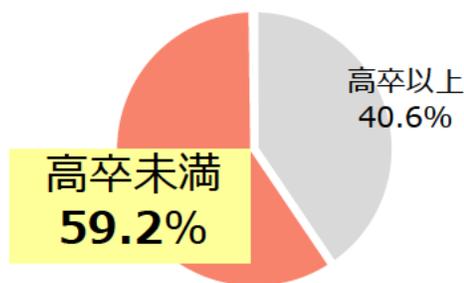
新受刑者の犯罪時就労状況



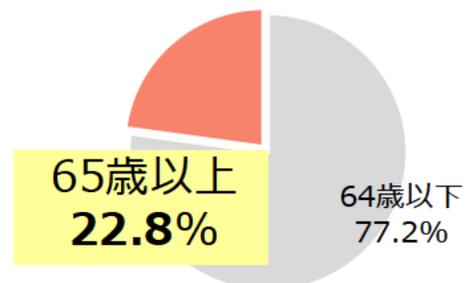
新受刑者の犯罪時居住状況



新受刑者の教育程度



刑法犯検挙人員に占める高齢者率



(令和2年矯正統計年報、令和3年版犯罪白書)

一 再犯防止推進計画における重点課題 【7つの重点課題と115の施策】

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し
- ・ **再犯防止活動への民間資金の活用の検討 等**

⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

- ・ 関係機関の職員等に対する研修の充実 等

一 再犯防止活動への民間資金等の活用のための調査研究（令和元年度）

1 令和元年度の取組

成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一類型である「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」の導入に向け、コンサルティング会社に調査研究を委託し、省内のPTにおいて各種検討を実施

【調査研究の主な内容】

- ・海外での導入事例や国内の他分野における導入事例の調査
- ・事業実施体制、成果指標、評価方法の検討
- ・適当な事業実施期間の検討

→成果として複数の事業案の提示

2 事業案の例

非行少年を対象として、少年院在院中から出院後を含め、継続的な学習支援を実施する事業

3 想定される成果指標の例

● 非行少年に対する学習支援

- 各種テストの実施による学力の向上
- 学習習慣の継続
- 復学・進学・資格取得を始めとした目標の達成

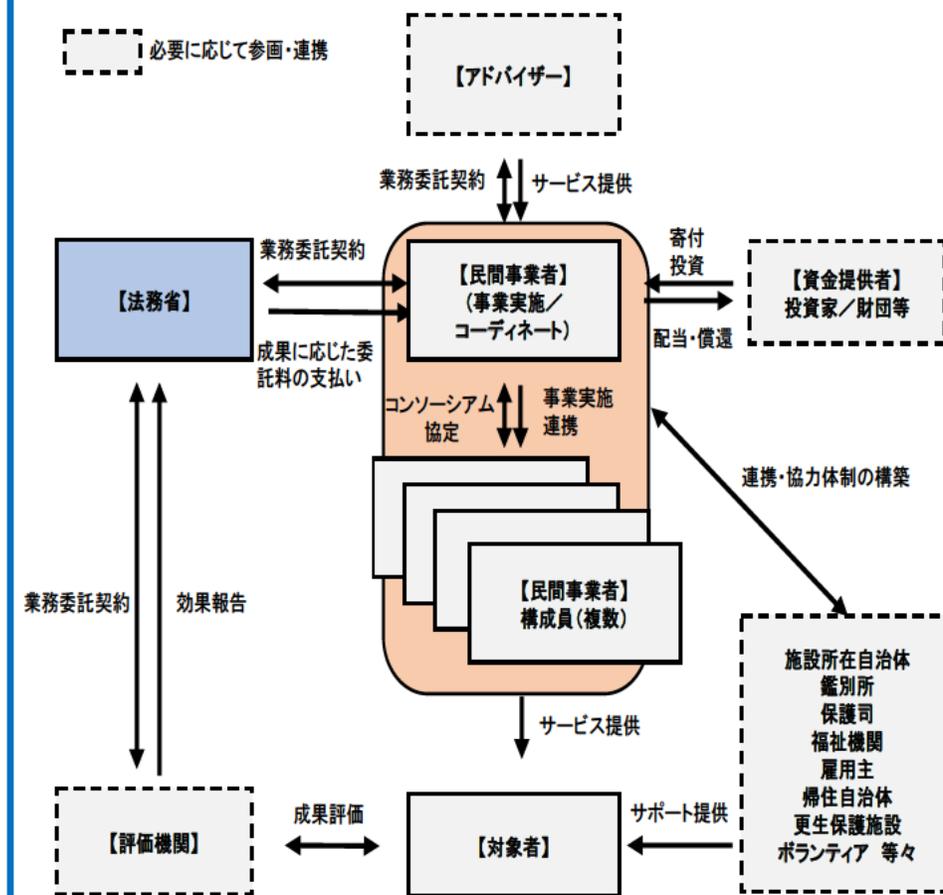
4 支払条件の例

● 非行少年に対する学習支援

□□	□□	□□		
		□1	□2	□3
固定	計画策定・見直し 学習支援 環境整備 関係者との連携 など	90%	80%	70%
成果連動		10%	20%	30%
	指標①学力向上	2%	4%	6%
	指標②学習継続	3%	6%	9%
	指標③目標達成	5%	10%	15%
合計		100%	100%	100%

- 計画策定、学習支援等のアウトプットに要する経費を固定分として支払い
 - 指標の達成度合いに応じて成果連動分を支払い
 - 成果に対する事業者のインセンティブを考慮しつつ、比率を検討
- ※ 支払額の比率は国内事例を参考に設定

5 想定される事業スキーム

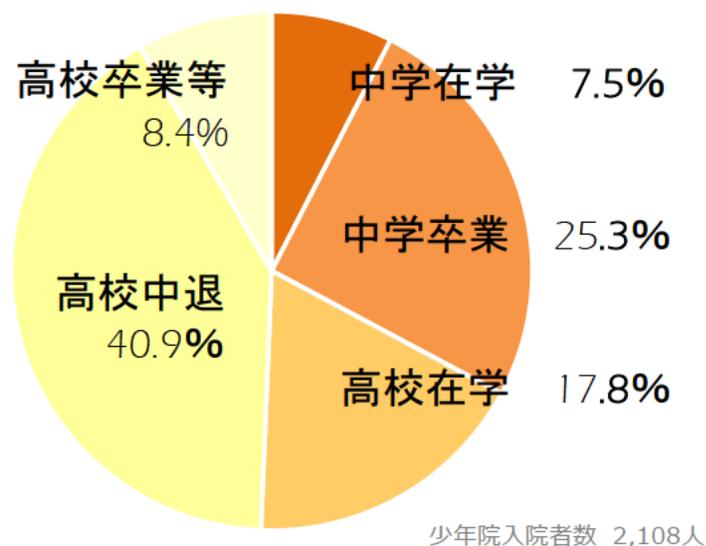


6 令和2年度の取組

事業内容や実施体制の更なる具体化に向けた検討を実施

一 非行少年の学習を取り巻く環境（平成30年度）

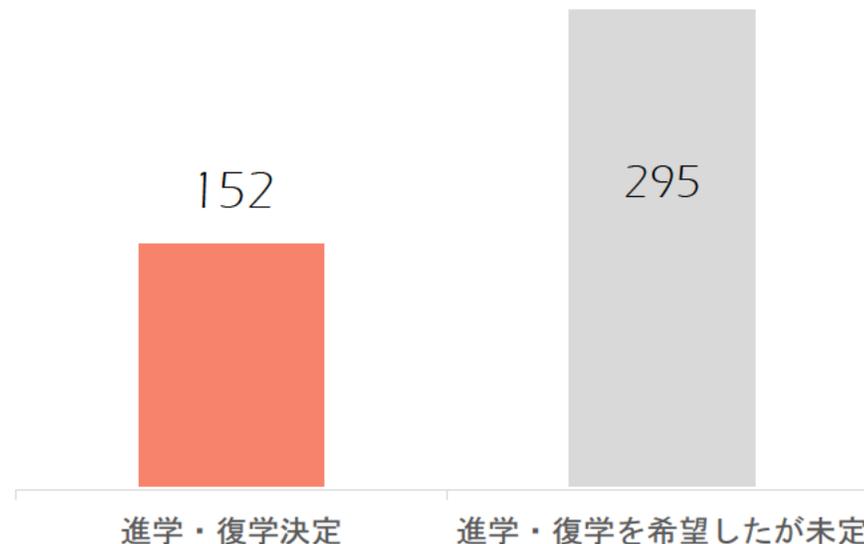
少年院入院者の教育程度



(内訳)
中学校在学～高等学校中退 1,930名
 ・ 中学在学 159名 中学卒業 533名
 ・ 高校在学 376名 高校中退 862名
高等学校卒業・その他 178名
 ※その他は、高等専門学校・大学（短期大学含む）・専修学校
 への在学・中退・卒業等

少年院入院者の教育程度別構成比（令和元年版犯罪白書より作成）

進学・復学を希望した少年のうち、
 出院時に進学先等が決定した者



・ 出院後、学習を持続できず再非行等に至る事例も
 ・ 社会内で継続的に学習支援を行う体制が
 整備されていないことなどが課題

社会復帰後、学生・生徒である非行少年の再処分率は
 無職者よりも低い

学生・生徒 8.5% ⇔ 無職者 44.8%

数字は法務省調査

— S I Bを活用した非行少年への学習支援事業

- ▶ 令和3年8月から開始（事業期間：令和3年度から令和5年度まで）
- ▶ 国が主体となってS I Bを活用する初めての事業、再犯防止分野においては、地方公共団体も含めて初の取組

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、学びの継続と充実を図る

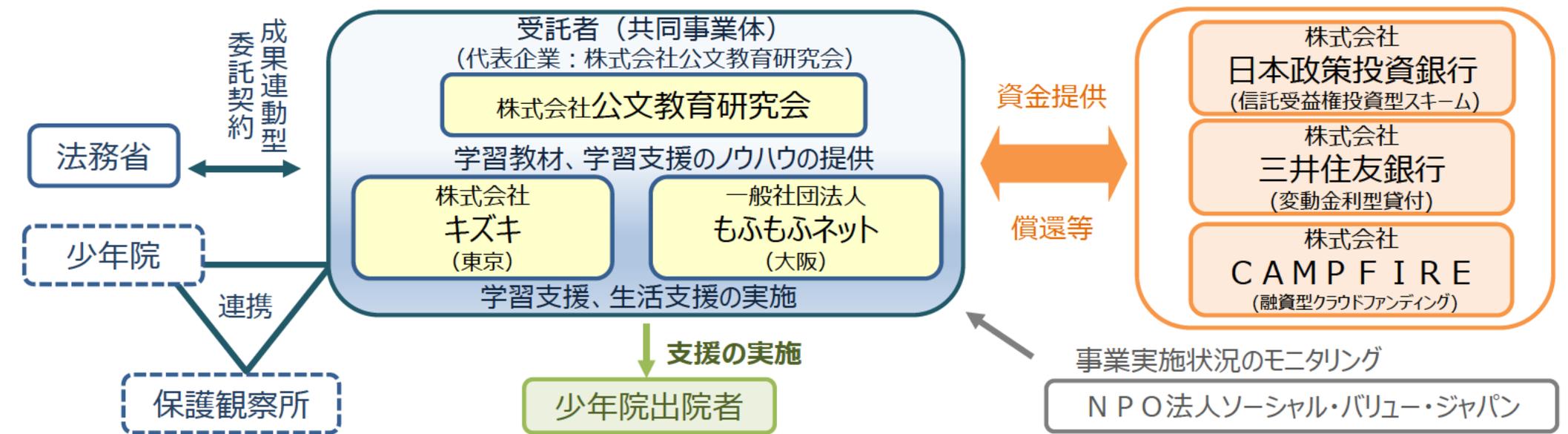
少年院在院中	少年院出院後
学習支援計画の策定	学習環境の整備
在院者との関係構築	寄り添い型の学習支援
将来の可能性の広がり	学習相談の実施

【事業概要】
少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、**出院後最長1年間の継続的な学習支援を実施**

【成果指標】
学習継続率、再処分率等6つの指標を設定




<事業の実施体制（概要）> **最大支払額（3年間総額）7,122万円** ※成果に応じて支払額が変動

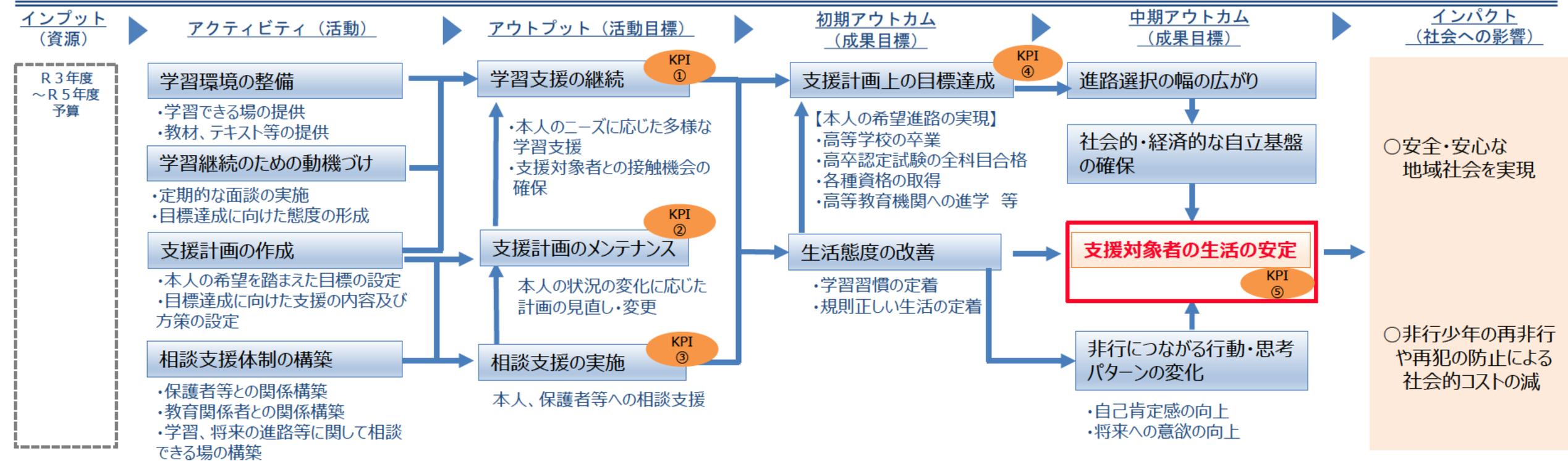


— S I B を活用した非行少年への学習支援事業

- 民間事業者のノウハウを活用し、少年院在院中から出院後までの継続的な学習支援を実施
- 継続的な学習支援の実施により、学びの継続、進路選択の幅の拡大等による再犯・再非行の防止を実現

社会課題

- ・ 少年院出院者のうち、復学・進学が決定した者は152人であるのに対し、進学を希望したものの、進学先が未定のまま出院する者は295人に上り（H30年）、出院後、学習を持続できず再非行等に至る事例があること、社会内で継続的に学習支援を行う体制が整備されていないことなどが課題
- ・ 少年院仮退院中の非行少年について、学生・生徒である者の再処分率は8.5%であるのに対し、無職者の再処分率は44.8%に上る（H30年）



測定指標

KPI ① ・支援対象者の学習継続率

KPI ③ ・相談支援の実施回数

KPI ⑤ ・支援対象者の再処分率・再入院率

KPI ② ・支援計画の見直し回数

KPI ④ ・支援計画上の目標達成率

－ S I Bの立案から実施までの所感

＜立案段階＞

1 ロジックモデルの作成

- ・作成するだけでなく、内容のブラッシュアップまでできた要因
- ・内容のブラッシュアップに当たり苦勞した点

2 S I B手法の採用

- ・S I B手法を採用した要因
- ・採用に当たり苦勞した点

＜実施段階＞

- ・支援の個別ケースにおける事業者とのコミュニケーション

1 再犯防止分野におけるSIBの活用

- ・導入の背景と事業概要、その所感

2 政策評価・EBPMの一体的実施に向けた取組

一これから取り組もうとしていること

政策評価審議会提言（令和3年3月）で示された3つの改善のアイデア
「役立つ評価・しなやかな評価・納得できる評価」を踏まえつつ、
政策評価とEBPMを一体的に見直していく



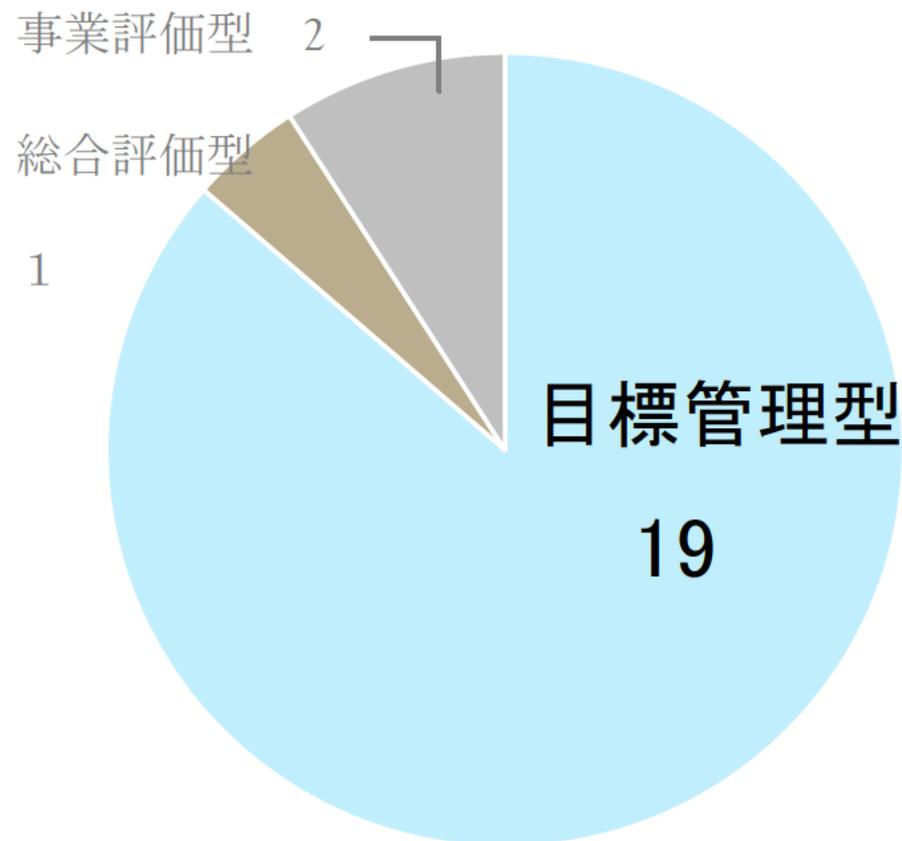
「達成した・達成できなかった」ではなく、
政策のボトルネックを共有し、組織内外の知恵を借りて
解決策を考えることができる政策評価にする

一法務省における政策評価の現状

目標管理型（数値目標を定めて、その達成状況を評価する方法）がほとんど

目標管理型の評価を行っている施策

- 1 法曹養成制度の充実
- 2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
- 3 法教育の推進
- 4 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備
- 5 国と地方公共団体が連携した取組等の実施
- 6 検察権行使を支える事務の適正な運営
- 7 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
- 8 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
- 9 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
- 10 保護観察対象者等の改善更生等
- 11 医療観察対象者の社会復帰
- 12 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
- 13 登記事務の適正円滑な処理
- 14 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理
- 15 債権管理回収業の審査監督
- 16 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
- 17 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
- 18 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現
- 19 法務行政における国際協力の推進



一現在の法務省の政策評価に対する外部有識者の声

現場とともに基本的制度を運用しているのが法務行政の特性。

政策の全体像や現場の実情を意識した、改善につながる議論がしたい。

- ・法務省の施策の定量化の取組は、これ以上は困難だと思えるほど進んだ一方で、無理に定量的にしているものもあり、評価の対象が狭くなってしまっている。
- ・施策が順調か順調でないかという細かな話が多く、全体像や課題が見えにくくなっている。
- ・「順調・順調でない」という評価にこだわらず、課題を把握した上で改善策を一緒に考えたい。
- ・法務省は多くの現場を抱えているが、評価書からは現場が困っていることは伝わってこない。現場で困っていることは、制度運用上の課題でもあり、改善のヒントがあると思う。
- ・他省庁と違い、たくさんの現場を持っているのが、法務行政の特徴。有識者も法務行政のすべてを知っているわけではないので、現場の実情も伺いながら、法務行政の専門家である皆さんと、対等な立場で意見交換がしたい。
- ・基本的制度の運用が中心となる法務行政では、施策のアウトカムを特定しづらいという制約がある。

数字で捉えにくいテーマについては、数年分の活動実績と、専門家の課題分析・助言内容を見ることで、アウトカムを設定しにくいという法務行政の実情に合った評価が可能になるのではないか。

政策評価・EBPMの一体的実施に向けた取組と課題

